

ツキノワグマの特定鳥獣保護管理計画策定状況（平成 18 年度現在）

県	計画期間	対象地域 (県全域/ 一部)	現状				捕獲数現状			目標				備考/課題
			分布	生息数(密 度/km2)	農林業被 害	人身被害	狩猟	有害	放獣	捕獲数	パラメータ	錯誤捕獲	生息地管 理	
岩手 県	H15.4.1- H19.3.31	県内全域 (北上、北 奥羽、南奥 羽)	県域の 64%	1102±144 (北上=728 頭、北奥羽 =375頭)  個体群水準 4	果樹、野菜 被害、2000 万円/年	S54-H13 (23 年間)に 157 件、169人(7 人/年)、死亡 3名	170頭(S53-H1平 均)、100-150頭 (H2-H13)、H13 は堅果類凶作で捕 獲数が160頭と増 加		H10-H1 2 実験 調査	160頭(北上 =100頭、奥 羽=60頭)	個体数を維持 する捕獲数は 北上=119頭、 奥羽=68頭、 安全率を見込 み捕獲数上限 を160頭に設 定	農作物、人 への害性 に対して は基本的 には追い 払い(事故 対策は自 己責任)	国有林の 緑の回廊 促進	モニタリ ング、普及 啓発、各参 加主体の 役割
秋田 県	H14.4.1- H19.3.31 第9次鳥 獣保護事 業計画期 間	県内全域 (白神、北 奥羽、鳥 海)	奥羽山 系から 西側の 出羽丘 陵への 分布拡 大が見 られる。	1,246 (H13)- 1,481 頭 (H12)	果実被害 が1000- 2000万円/ 年、樹皮は ぎ害はな い	H4-H13に死 亡者4名、重 軽傷70名	昭和40年代前半ま では100頭/年で推 移、S59異常出没、 293頭捕獲、人身事 故多発。S60から春 期の予防捕獲開 始。S60-H13(17年 間)の平均捕獲数 =173.9頭。H12 は15頭、H13は353 頭と年変動大。		実施し てない	繁殖推定数 の1/2を春期 事前調整捕 獲にわりあ てる。例) 1000頭 : x04x0.6x0.9 x1.5/2 =162/2 =81 有害、狩猟も 実施	150の3-kmメ ッシュで生息 数調査。メス =40%、>3歳繁 殖(個体群の 60%)、分娩率= 90%、出産し た子のうち成 獣成長は1.5 頭、出産は2 年間隔	記述なし (イノシ シ用のく くりわな や捕獲檻 設置なし)	緑の回廊 構想、国設 鳥獣保護 区と県の 鳥獣保護 区、休猟区 と連携を 図る	国設鳥獣 保護区は 事前調整 捕獲の対 象地とし ない。
栃木 県	H18.9.1- H22.3.31	越後三国 個体群(10 市町)	132 (5-kmメ ッシュ)	180- 495頭 (0.06- 0.16)	約3,000万 円/年 (H16)	負傷1~2名/ 年	43.9頭(H11-H17平 均)		平均3.5 頭/年	上限45頭/年	>4歳=60%、平 均出生数 =1.7、2.5年間 隔出産、自然 死亡率:6%(<3 歳)、3%(>4 歳)	イノシシ 捕獲檻に 脱出口、く くりワナ 自粛(冬眼 前)	ゾーニン グ提案(3 区分)	可能な場 合学習放 獣、ただし 再被害を 防止する。 殺処分個 体は自家 消費

県	計画期間	対象地域 (県全域/ 一部)	現状				捕獲数現状			目標				備考/課題
			分布	生息数(密度/km2)	農林業被害	人身被害	狩猟	有害	放獣	捕獲数	パラメータ	錯誤捕獲	生息地管理	
石川県	H14-H18	12市町村 (白山・奥美濃)	津幡町から加賀市狩安山の南側、生息適地は1,000km2程度	500~600頭(1985年)(0.57頭/km <sup>2</sup> ) (1995年) 個体群水準3	樹皮はぎが5,000本、12haほど発生、養蜂被害あり	H5~H13の9年間に12名の被害	平均55.86頭/年(S54-H12平均) (狩猟=20.77、有害=35.09)		記述なし	現状維持、総生息数の10%とする		記述なし	保護地域(28,580ha)、緩衝地域、排除地域	管理年度を毎年5月1日から翌年4月30日までとする。捕獲調書と臼歯を提出する。
長野県	H14.4.1-H19.3.31	県内全域(越後三國、北中央アルプス、関東山地、南アルプス)	県域の65%	1,325-2,496頭(平均値=1,913頭)  個体群水準4	年間被害金額約1億円(南部のヒノキ剥皮被害大)	S48-H12(28年間)の累計は50件(年平均約2件)(死亡なし)	246頭(S45-H1、20年間平均)、H4以降は上限を159頭と設定。H5-H13は、H11とH13を除き150頭以下		検討するが、学習放獣のみでは被害防止と成り得ない	捕獲数上限150頭(H7の県独自計画を続ける)。	H7調査。1400頭生息、出生数を240頭、自然死亡数を60頭、180頭の増加に安全率を見込む	イノシシ捕獲檻にクマ誘因物をおかない、箱わなには脱出口をつける、くくりわな大きさを配慮	奥山環境整備、農家・人家周辺では生息しにくい環境とする。	被害防除、モニタリングを行う。殺処分個体は自家消費。南関東山地個体群は群馬県と協力する。
京都府	H16.5.1-H19.3.31	府全域(近畿北部:丹波と丹後を区分)	府の北部	丹波=180、丹後=120 個体群水準2	林業被害40-120ha/年、1億円/年程度に達する。	昭和60年以降3件	約30頭/年(狩猟+有害)(S43-H14)、H5以降は狩猟の自主規制で約20頭/年		再度捕獲の場合処分	狩猟禁止。捕殺上限数、丹波=9、丹後=6、加害個体の管理	個体群水準2として、捕獲数を生息数の5%以下にする	ククリワナ使用を避ける、箱わなには脱出口をつける	広葉樹転換など検討。近隣府県と連携	ツキノワグマ出没対応マニュアルによる防除と個体管理

県	計画期間	対象地域 (県全域/ 一部)	現状				捕獲数現状			目標				備考/課題
			分布	生息数(密度/km2)	農林業被害	人身被害	狩猟	有害	放獣	捕獲数	パラメータ	錯誤捕獲	生息地管理	
兵庫 県	H15.6.1- H19.3.31	県全域(近畿北部、東中国)	県、中・北部(南部に異常出沒地)	東中国=75-85頭、近畿北部=3-7頭	農業(果実)被害、面積6ha、金額=600万円(H13)	H8-H14(7年間)に5名の負傷事故	捕獲数。( )は錯誤捕獲(内数) H12=15頭(7) H13=4頭(4) H14=12頭(2)		H15、放獣5頭	狩猟禁止、出沒対応基準で対応する。	*ヘアートラップ法による生息数推定、テレメ調査	クマの脱出できる柵にする、くくりわなの大きさをクマの足より小さくする。錯誤捕獲個体は放獣する。	3区分:頻繁に出沒のある地域、最近出沒が見られるようになった、異常出沒	合意形成、各レベル(広域、県、県内地域、県民)での取組
岡山 県	H12.4.1- H15.3.31  H15.4.1- H19.3.31	クマ出沒が確認されている2市19町10村	県北東部。県北西部でもH10記録	資料は示されていない	養蜂被害(H12=595千円)、果樹被害	記録なし	S62-H13(15年間)の狩猟と有害の合計=17頭(1.1頭/年)。狩猟はH4の1頭が最後		H8-H12(5年間)に8頭放獣	狩猟禁止	*ツキノワグマの捕獲等の基準	イノシシわなの設置方法の指導等おこなう	奥山の回復、人工林の混交林化、エサ植物回復	広報、人身被害防止、モニタリング、隣接県との連携
島根 県、 広島 県、 山口 県	H15-(計画策定日)から H19.3.31  (以前の任意計画) 広島: H6、 島根 H8-H11、 山口: H9-H11	西中国山地(島根=35、広島=19、山口=28、計82市町村)	西中国山地個体群の分布外縁は約5000km2	西中国山地:278-679頭(中央値=478頭)(1998-99年調査)	果樹被害が主。島根では林業被害もある。	1990-2001年(12年間)に3件あわせ18件、19名の負傷事故発生	1994年から狩猟禁止。有害捕獲数は1995-1999年の平均が17.8頭、2000-2001年が23.5頭。1996-2001年の6年間に108頭の錯誤捕獲(総捕獲数の38%)	島根県ではH8に放獣実施要項策定	狩猟禁止。除去数の上限目安を48頭とする。	推定生息数280-680頭、年間出生数は60-147頭、自然死亡数を12-29頭、自然増加数を48-118頭と推定。	錯誤捕獲は目的外捕獲であるためわなの管理指導強化。くくりわなな架設禁止地域設定。錯誤捕獲個体は原則放獣。	生息環境整備、コリドー設置。	県RDB掲載種。補助事業として戸河内町で電気柵設置。ツキノワグマ傷害保険(1997-2001年;4件の支給実績)、見舞金制度(2001年~)実施。	

富山県は2005年(H17)に「ツキノワグマ保護管理暫定指針」(当面の研究等)を公表し、1)ヘアートラップによる調査、2)GISテレメ(行動域調査)、3)生息環境管理等を実施することを計画している。平成18年度現在のものであり、多くの府県が該当する平成19年度開始の第2期特定鳥獣保護管理計画(クマ類)は含めてない。